

子育て応援住宅支援事業の概要

子育て世帯（移住者以外も含む）が、多子世帯の居住または三世代の同居・近居に必要な住宅改修を行う場合、その改修費を補助します。

■対象者

下記の要件をすべて満たす世帯に属する子どもの親権者であって、当該世帯員または3親等以内の親族が所有する住宅の改修工事の契約者

- ①申請年度において、本市に住所がある世帯
- ②申請年度の4月1日時点において、18歳未満の子ども（申請日時点で妊娠中の胎児も含む）を養育している世帯
- ③下記のいずれかを満たす世帯
 - A. 多子世帯（妊娠中の胎児も含めて3人以上の子どもを養育）
 - B. 三世代（子ども・父母・祖父母など）が同居する世帯
 - C. 三世代が近居（直線距離2km以内に居住）する世帯※B・Cの場合、申請年度において、世帯員が住所変更を行い、新たに同居・近居する世帯の方に限ります。
- ④市税などの滞納がない世帯
- ⑤親権者の年収合算額が750万円未満の世帯
- ⑥居住地域の区（自治会）などに加入し、地域活動に積極的に参加する世帯

※上記の世帯には、南丹市パートナーシップ宣誓をされた方も含みます。

■補助金額

10万円以上の改修費に対して1/2以内（1世帯あたり100万円以内）

※単年度で完了しない事業は対象外です。

※外構工事・雨漏修繕・機器設置のみなどは対象外です。